重度心身障害者医療費助成

問い合わせ先 福祉課
TEL (232) 4913 FAX (232) 4923

重度の障がいのある方が医療機関で支払った医療費の自己負担分の一部を助成します。

◆対象者

- 重度心身障がい者であること
  - ●身体障害者手帳1級・2級に該当する方　●療育手帳A1・A2に該当する方
  - ●精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方　●福祉手当受給相当者
- 満1歳以上であること
- 医療保険の被保険者又は被扶養者であること

◆申請方法

助成を受けるには必要書類を添付の上、受給資格認定の申請が必要となります。内容を審査し、受給資格者として認定されると、助成が開始されます。

申請に必要なもの

- 申請書
- 障がい者手帳
- 本人名義の預金通帳
- 対象者の健康保険証情報（※）
- 個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど）

※「健康保険証情報」の例：マイナポータルから健康保険証情報の画面を印刷したもの、医療保険者から交付された資格確認書の写しや資格情報のお知らせの写し　等

◆助成額

医療費の自己負担（医療保険適用分のみ）－ 重度医療本人負担 入　院：2,000円　入院外：1,000円 ＝ 助成額

※1医療機関（薬局も含む）につき、ひと月ごとに助成額を計算します。
※高額療養費や付加給付金の支給がある場合は、その額を控除して計算します。
※所得が限度額を超えると支給が停止されます。

◆助成対象となる経費

- 医療費（医療保険適用分のみ）

[保険給付の対象となる経費の例]

- ●治療用装具に係る経費で、各保険者が保険給付を認めた場合の本人負担分
- ●自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）に係る本人負担分
- ●療養介護医療、障害児施設医療に係る本人負担分
- ●柔道整復師、はり師、きゅう師、あんま・マッサージ・指圧師の施術料に係る療養費

※申請書の証明は、月ごと・医療機関ごと・入院・通院ごとに必要です。
※申請の有効期間は、診療月の翌月から起算して1年間です。

高額療養費の支給

問い合わせ先 健康・保険課
TEL (232) 4912 FAX (232) 2544

医療機関等に支払った医療費の一部負担金が、決められた自己負担限度額を超えた場合、申請により、超えた分を払い戻すものです。所得額により一部負担金の限度額が変わります。

申請に必要なもの

（国民健康保険の方）
- 申請書
- マイナ保険証又は国民健康保険資格確認書
- 領収証（紛失した場合は領収証明書）
- 世帯主名義の通帳

（後期高齢者医療保険の方）
- 後期高齢者医療資格確認書
- 本人名義の通帳

なお、入院や高額な外来診療を受ける場合は、マイナ保険証で受診するか、医療機関へ限度額適用認定証（75歳以上の人は、負担区分が併記された資格確認書）を提示すると、最初から高額療養費の自己負担限度額までの支払いですみます。
※事前に申請し、限度額適用認定証もしくは負担区分が併記された資格確認書の交付を受けてください。

◆限度額適用認定証交付対象者

次の①～③のうち、すべてを満たす方。
①菊陽町国民健康保険に加入している　②保険税を完納している
③年齢が70歳未満（後期高齢者医療加入者を除く）
※70歳以上の国民健康保険加入者及び後期高齢者医療加入者の方は、世帯が非課税の場合（国民健康保険加入者は、加入者と世帯主が非課税の場合）、申請により限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。（標準負担額減額認定証については右側の「入院時食事療養費の支給」をご参照ください）

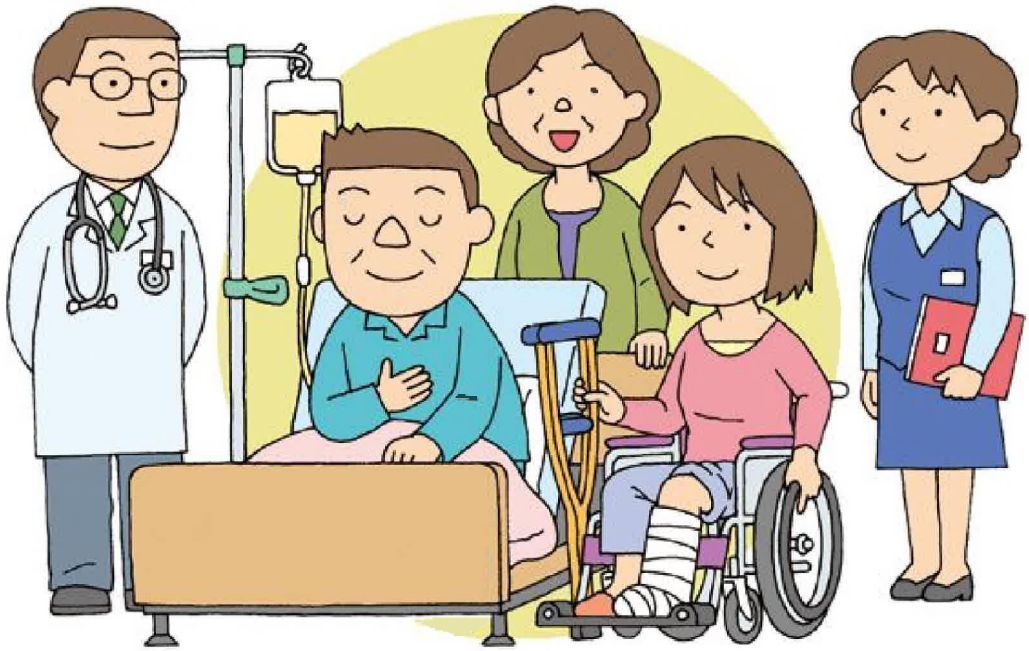

入院時食事療養費の支給

問い合わせ先 健康・保険課
TEL (232) 4912 FAX (232) 2544

入院中の1回の食事にかかる費用のうち、標準負担額を自己負担していただき、残りは入院時食事療養費として国民健康保険又は後期高齢者医療保険が負担します。標準負担額についての詳細は、健康・保険課におたずねください。世帯の住民税の課税状況によっては、申請により、限度額適用・標準負担額減額認定証（75歳以上の人は、負担区分が併記された資格確認書）が交付され、医療機関に提示されることにより標準負担額が減額されます。

特定疾病の認定

問い合わせ先 健康・保険課
TEL (232) 4912 FAX (232) 2544

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している人工透析が必要な慢性腎不全、血友病及び血液製剤に起因するHIV感染症の方に、特定疾病療養受療証を交付します。病院などで特定疾病により診療を受ける場合にこの受療証を提示することで、1か月に10,000円（70歳未満の人工透析をしている上位所得者については20,000円）の自己負担で診療を受けることができます。

申請に必要なもの

●申請書 ●身分証明書 ●特定疾病の診断書 ●印鑑

後期高齢者医療制度の障がい者特例

問い合わせ先 健康・保険課
TEL (232) 4912 FAX (232) 2544

一定の障がいがある65歳以上75歳未満の方は、申請して認定されると75歳以上の方と同様に後期高齢者医療保険に加入することができます。

◆対象者

●身体障害者手帳1・2・3級及び4級の一部に該当する方。
4級の一部とは、音声・言語機能障がいと下肢障がいの一部（両下肢のすべての指を欠くもの、一下肢を下腿の2分の1以上欠くもの、一下肢の機能の著しい障がい）をいいます。
●療育手帳A1・A2の方 ●精神障害者保健福祉手帳1・2級に該当する方

医療の助成

指定難病に係る医療費助成

問い合わせ先　熊本県菊池保健所
TEL　0968（25）4138

原因不明で治療方法が確立されていない難病のうち、指定難病については、治療がきわめて困難で、医療費の負担も高額となるため、研究を推進し、併せて患者家庭の医療費負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部（重症患者等の場合は全額）が助成されます。

◆対象となる疾病

- 悪性関節リウマチ・筋萎縮性側索硬化症・クローン病
- 原発性免疫不全症候群・再生不良性貧血・重症筋無力症・重症急性膵炎
- スモン・多発性硬化症・難治性の肝炎のうち劇症肝炎・膿疱性乾癬
- パーキンソン病・ベーチェット病　など

※申請に必要な書類等は熊本県菊池保健所にあります。

小児慢性特定疾病に係る医療費助成

問い合わせ先　熊本県菊池保健所
TEL　0968（25）4138

小児慢性特定疾病のうち、特定の疾病については、治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となるため、研究を推進し、併せて患者家庭の医療費負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部（重症患者等の場合は全額）が助成されます。

◆小児慢性特定疾病となる疾病

- 悪性新生物・血友病等血液疾患・免疫疾患・膠原病・神経疾患
- 筋疾患・先天性代謝異常・慢性呼吸器疾患・糖尿病
- 内分泌疾患・慢性心疾患・慢性腎疾患・慢性消化器疾患　など

※申請に必要な書類等は熊本県菊池保健所にあります。